

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の届出等について

○事業及び施設関連

障害者自立支援法

(事業の開始等)

第79条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 障害福祉サービス事業
 - 二 相談支援事業
 - 三 移動支援事業
 - 四 地域活動支援センターを経営する事業
 - 五 福祉ホームを経営する事業
- 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令(施行規則第66条)で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、前項各号に掲げる事業を行うことができる。
- 3 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国及び都道府県以外の者は、第1項各号に掲げる事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの基準)

第80条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。以下この条及び第82条第2項において同じ。)、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 前項の障害福祉サービス事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者は、同項の基準を遵守しなければならない。

(施設の設置等)

第83条 国は、障害者支援施設を設置しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者支援施設を設置することができる。
- 3 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害者支援施設を設置することができる。
- 4 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、障害者支援施設の設置、廃止又は休止に關し必要な時候は、政令で定める。

(施設の基準)

第84条 厚生労働大臣は、障害者支援施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する障害者支援施設については、前項の基準を社会福祉法第65条第1項の最低基準とみなして、同法第62条第4項、第65条第2項及び第71条の規定を適用する。

経過措置（障害者自立支援法附則）

(障害福祉サービス事業の届出に関する経過措置)

附則第15条 施行日において現に障害福祉サービス事業を行っている国及び都道府県以外の者（附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を行う者を含む）であって、当該障害福祉サービス事業に相当する事業に係る附則第25条の規定による改正前の児童福祉法第34条の3第1項、附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第26条第1項、附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第1項又は附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法第18条の規定による届出をしているものは、施行日に、第79条第2項の規定による届出をしたものとみなす。

(障害者支援施設等に関する経過措置)

第23条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に障害者支援施設を設置している市町村について第八十三条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に」とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十七条第三項又は社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出をしている附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（以下この項において「身体障害者福祉ホーム等」と総称する。）の設置者は、同日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなし、当該身体障害者福祉ホーム等を福祉ホームとみなす。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の三第一項、附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十六条第一項又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十八条の規定による届出をして附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、附則第三十五条の規定による改正前の身体障

害者福祉法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下この項において「障害児相談支援事業等」と総称する。）を行っている者は、同日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなし、当該障害児相談支援事業等を相談支援事業とみなす。

（参考）

○指定事業所関連

障害者自立支援法

（変更の届出等）

第46条 指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所又は相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービス若しくは指定相談支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。